

第3章 本市の課題と計画の基本理念及び基本方針

1 課題

高齢になっても、元気に満ちあふれた活力のあるまちづくりを実現するためには、助け合いの精神を大切に、健康で生きがいをもって、安心して生活ができるまちづくりに努めなければなりません。

高齢者の多くは、介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を送りたいと考えており、そのためには、一人ひとりがその人らしく生活が送れるよう医療や介護、福祉などが相互連携を強化していくほか、地域における見守り活動なども含めて一体的に提供していく「地域包括ケアシステムの構築」が必要とされています。

また、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、高齢者のさらなる増加に伴い要介護高齢者も増加していくと推測され、介護保険サービスの基盤整備についても、将来を見据えた整備を推進していくことも必要です。

現在、介護を要する状態に至っていない高齢者の健康寿命を延ばすために、健康づくりや介護予防、これまでの知識や経験を生かした就労等の社会参加支援、さらに、地域において高齢者等が気軽に集える場の提供など多くの取組が実施されていますが、高齢者が自立し、安心できる生活を送るためには、これらの取組のいっそうの充実が求められています。

特に、介護予防については、日常生活圏域ニーズ調査の結果からも、認知機能や運動器に関するリスクが高い高齢者が多いことがわかったため、介護予防、認知症に対する知識の普及・啓発、心身の健康づくりへの取組などをさらに推進していくことが重要です。

さらに、介護保険法の改正により介護予防給付や地域支援事業の見直しが行われ、平成27年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備など新しい事業が位置付けられました。早い時期に移行したり、事業を開始できるように、現状把握や関係事業者等との協議・調整などの準備を進める必要があります。

2 基本理念

第6期しあわせプラン21の基本理念は、第3期から第5期しあわせプラン21の方向性を継承し、また、高齢者自らの健康づくりへの積極的な取組、高齢者の生活を支えている医療・保健・介護・福祉の連携に加えて、地域力を生かした地域包括ケアの推進が不可欠であることから、「ひたちなか市第2次総合計画基本構想」を踏まえて、次のとおりとします。

元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり

3 基本方針

1 介護保険事業等の充実

高齢者人口や要介護認定者の増加等を勘案して、要介護高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう支援する介護サービス基盤の整備を進めることが重要です。

そのため、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた整備を推進するとともに、在宅での生活を送ることが困難な重度の要介護者に関しては、既存施設の状況を十分踏まえたうえで、介護保険施設等の整備を推進します。

2 介護予防施策等の推進

高齢化が進んでいく社会では、高齢者が要支援・要介護状態にならないように、またはその状態が悪化しないようにする健康づくり、「介護予防」の取組を強力に推進することが重要です。

介護予防の取組には、要支援認定者を対象とした介護予防給付として実施されるもの、要支援、要介護状態等になる前の方を対象に実施するもの、地域住民やボランティア等の自主的な活動として実施されているものなどがあります。これらのサービスや取組が連続性・一貫性をもって提供されるよう、関係機関が連携し、心身の健康づくりが実践されるよう努めていくとともに、介護予防や生活支援のための施策を推進します。

また、介護予防給付のうち訪問介護と通所介護については、平成29年4月には地域支援事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業）に移行することとなっており、柔軟なサービス提供を通じて、高齢者の多様な生活支援や社会参加のニーズに応じていくことを目指します。

3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでおり、安心して生活を送ることができるよう、自助を地域全体で支え、地域の一員として生活できる体制づくりが必要です。

高齢化や核家族化の進展によるひとり暮らしの方や、高齢者のみの世帯の増加に対応していくため、地域包括支援センターを中心として、医療や介護サービス、福祉サービス等の関係者の連携を強化するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアの理念に基づき、自治会、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、住民との協働による見守り活動など、高齢者の生活を支援する体制づくりを推進します。

4 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするためには、市民が認知症を正しく理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくまちづくりが必要です。そのため、認知症に関する正しい知識等の普及に努めるとともに、介護する家族への支援に努めます。

また、認知症高齢者の権利擁護のため、成年後見制度等の普及啓発、利用の促進を図ります。

さらに、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置など、認知症施策の推進にも取り組みます。

5 生きがいづくりと社会参加の促進

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることであり、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれていることが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を活かすことのできる環境づくりを推進します。

6 生活・居住環境の向上

高齢者がそれぞれの生活のニーズにあった住まいや生活支援サービスが提供され、安心して生活が送れるようにするためには、生活環境や居住環境が整ったまちづくりが必要です。

また、ひとり暮らし高齢者等支援や交通安全対策、消費者被害防止など安心、安全な生活環境の向上に努めます。

さらに、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、医療や介護、住宅が連携した住まいの供給を目的に創設された「サービス付き高齢者向け住宅」についても、適切な運営が図られるよう、茨城県と連携しながら、利用者等への情報提供等に努めていきます。